

○国有財産総括事務処理規則

〔昭和29年5月15日〕
〔大蔵省訓令第5号〕

最終改正：令和3年6月11日財務省訓令第9号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 管理及び処分の統一並びに総合調整

第1節 統一的管理財産の管理機関等の指定（第3条の2）

第2節 調査、実地監査及び措置要求（第4条—第18条）

第3節 引継ぎ等の処理（第19条—第21条）

第4節 協議事項等の処理（第22条—第27条）

第5節 通知事項等の処理（第28条—第34条）

第3章 雑則（第35条・第36条）

附則

第1章 総則

（定義）

第1条 この訓令において「各省各庁」、「各省各庁の長」、「部局」、「国有財産の総括」、「管理」、「所管換」及び「所属替」とは、それぞれ国有財産法（昭和23年法律第73号。以下「法」という。）に規定する「各省各庁」、「各省各庁の長」、「部局」、「国有財産の総括」、「管理」、「国有財産の所管換」及び「国有財産の所属替」をいう。

2 この訓令において「宿舍」とは、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号。以下「宿舍法」という。）に規定する「宿舍」をいう。

3 この訓令において「国有林野」とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）に規定する「国有林野」をいう。

4 この訓令において「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」又は「作成等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に規定する「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」又は「作成等」をいう。

（国有財産総括事務の準則）

第2条 財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）は、別に定め

るものを除くほか、この訓令の定めるところにより、国有財産の総括に関する事務を処理しなければならない。

- 2 財務局長等は、この訓令に定める国有財産の総括に関する事務の一部を財務事務所長、財務局出張所長、福岡財務支局出張所長及び財務事務所出張所長（以下「財務事務所長等」という。）に分掌させることができる。
- 3 財務局長等は、前項の規定により国有財産の総括に関する事務の一部を財務事務所長等に分掌させようとする場合には、その取扱いの準則を定めなければならない。
- 4 前項の取扱いの準則を定めようとする場合又はこれを変更しようとする場合には、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。ただし、この訓令が改正された場合において、当該改正に伴い準則の一部を変更しようとするときは、この限りでない。
- 5 財務局長等は、前項ただし書の規定に該当する場合においては、変更された準則の写しを添付して、遅滞なく財務大臣に報告しなければならない。

（国有財産総括事務の基本）

第3条 財務局長等は、管轄区域（九州財務局にあつては、福岡財務支局の管轄区域以外の管轄区域。以下同じ。）内にある各省各庁の所管に属する国有財産について、常にその状況に留意し、各省各庁の部局等の長に対して、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わせるとともに、国民経済及び国家施策の総合的見地において、公平適正な処理を図るように、国有財産の総括をしなければならない。

第2章 管理及び処分の統一並びに総合調整

第1節 統一的管理財産の管理機関等の指定

（統一的管理財産の管理機関等の指定）

第3条の2 財務局長等は、法第5条の2に規定する2以上の各省各庁の長において使用する行政財産のうち統一的に管理する必要がある財産及び当該財産を使用する各省各庁の長のうちこれを所管する者を指定することができる。

- 2 財務局長等は、前項の規定により指定を行なった場合には、その都度別に定めるところにより財務大臣に報告しなければならない。

第2節 調査、実地監査及び措置要求

（資料等による調査）

第4条 財務局長等は、必要があると認めるときは、各省各庁の部局等の長に対し、その所属に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、

又は調査をすることができる。

(国有財産の実地監査)

第5条 財務局長等は、毎年度財務大臣の定めるところに従い、各省各庁の所管に属する国有財産について、実地監査計画を立て、当該職員をして実地監査をさせることができる。

2 財務局長等は、前項に規定する場合の外、必要があると認めるときは、各省各庁の所管に属する国有財産について、当該職員をして実地監査をさせることができる。

3 財務局長等は、第1項の規定により実地監査計画を立てたときは、別に定めるところにより、財務大臣に報告しなければならない。

第6条 財務局長等は、前条の規定により国有財産について当該職員をして実地監査をさせる場合においては、あらかじめ、当該財産を管理する部局等の長に対し、その旨を通知することを例とする。

第7条 第5条第1項及び第2項の規定による実地監査は、常に国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うための指導的責務を果すことに重点をおいて行わなければならない。

第8条 財務局長等は、第5条第1項及び第2項の規定により当該職員に実地監査をさせる場合においては、次に掲げる事項について調査させなければならない。

- (1) 国有財産台帳（以下「台帳」という。）の整理状況
- (2) 協議又は報告等を要するものの処理状況
- (3) 財産の利用状況
- (4) 財産の維持保存の状況
- (5) その他必要と認める事項

第9条 財務局長等は、第5条第1項又は第2項の規定により国有財産について当該職員をして実地監査をさせたときは、その結果について、別に定めるところにより、財務大臣に報告しなければならない。

第10条 財務局長等は、第4条の規定により国有財産について各省各庁の部局等の長から資料若しくは報告を受けた場合若しくは調査した場合又は第5条第1項及び第2項の規定により国有財産について当該職員をして実地監査をさせた場合において、必要があると認めるときは、当該財産を管理する各省各庁の部局等の長に対し、是正を要する事項の通知その他の処理をしなければならない。

(措置要求等)

第10条の2 財務局長等は、必要があると認めるときは、各省各庁の部局等の長に対し、その所属に属する国有財産について、法第10条第1項に定める用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

2 財務局長等は、前項の規定により措置を求めたときは、当該部局等の長に対し、その執った措置について報告を求めることができる。

3 財務局長等は、第1項の規定により措置を求めるときは、意見を附して財務大臣に申請し、必要な措置について、その指示を受けなければならない。

4 財務局長等は、第2項の規定により当該部局等の長から報告を受けたときは、そのつど財務大臣に報告しなければならない。

第10条の3 財務局長等は、別に定めるところにより、国有財産監査整理カードを備え、第5条第1項の規定により国有財産について当該職員をして実地監査をさせた場合及び第10条の規定による処理をした場合は、その事項を遅滞なく国有財産監査整理カードに記録しておかなければならない。

(借受庁舎等の調査及び実地監査)

第10条の4 第4条から第10条まで及び前条の規定は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第2条第2項第2号に掲げる庁舎等について資料等による調査又は実地監査を行う場合について準用する。

(用途指定財産の調査)

第11条 財務局長等は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付を受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該財産に関する資料又は報告を求めることができる。

(用途指定財産の実地監査)

第12条 財務局長等は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確認するため、当該財産について、毎年度財務大臣の定めるところに従い、実地監査計画を立て、当該職員をして実地監査をさせることができる。

2 財務局長等は、前項に規定する場合の外、必要があると認めるときは、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確認するため、当該財産について、当該職員をして実地監査をさせることができる。

3 財務局長等は、第1項に規定する実地監査計画を立てたときは、別に定めるところにより、財務大臣に報告しなければならない。

第13条 財務局長等は、前条第1項及び第2項の規定により一定の用途に供する目的で譲渡又は貸付をした財産（以下「用途指定財産」という。）について当該職員をして実地監査をさせる場合においては、特別の事由がある場合を除き、あらかじめ、相手方にその旨を通知し、相手方その他の関係者の立会を求めなければならない。

第14条 財務局長等は、第12条第1項及び第2項の規定により用途指定財産について当該職員に実地監査をさせる場合においては、その都度、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）第10条の2に定める証明書を、当該職員に交付しなければならない。

第15条 財務局長等は、第12条第1項及び第2項の規定により用途指定財産について実地監査をさせる場合においては、当該職員をして次に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 監査の目的となつていない箇所に不必要に出入してはならないこと。
- (2) 監査の目的と関係のない書類を監査し又は閲覧してはならないこと。
- (3) 前各号に定めるものの外、その監査の目的に逸脱する行為をしてはならないこと。

第16条 財務局長等は、第12条第1項及び第2項の規定により用途指定財産について当該職員をして実地監査をさせた場合においては、別に定めるところにより、財務大臣に報告しなければならない。

第17条 財務局長等は、第11条の規定により相手方から用途指定財産に関する資料の提出若しくは報告を受けた場合又は第12条第1項及び第2項の規定により用途指定財産について当該職員をして実地監査をさせた場合において、必要があると認めるときは、相手方その他の関係者から書面で必要な事項の報告若しくは意見を徴し、又は当該財産を管理し若しくは管理していた各省各庁の部局等の長に対し、当該契約の解除その他是正を要する事項の通知その他の処理をしなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定による処理をする場合において、特に重要なもの、異例に属するもの又は特に指定するものであるときは、意見を附して遅滞なく財務大臣に申請し、必要な措置について、その指示を受けなければならない。

第18条 財務局長等は、別に定めるところにより用途指定財産監査整理カードを備え、第11条の規定により用途指定財産の調査をした場合及び第12条第1項及び第2項の規定により用途指定財産について当該職員をして実地監査をさせた場合並びに前条第1項の規定による処理をした場合は、その事項を遅滞なく用途指定財産監査整理カードに記録しておかなければならない。

第3節 引継ぎ等の処理

(引継ぎ等の処理)

第19条 財務局長等は、各省各庁の部局等の長から、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号。以下「令」という。）第3条第1項の規定による通知を受けて、処理をすることができる。

2 財務局長等は、前項に規定する通知を受けたときは、当該財産について引継ぎを受けることが適当であるかどうかについて調査のうえ、第20条第1項に規定する場合を除くほか、その旨を速やかに当該部局等の長に通知しなければならない。

第19条の2 財務局長等は、各省各庁の部局等の長から、令第5条第2項又は第3項の規定による通知を受けて、処理をすることができる。

2 財務局長等は、前項に規定する通知を受けたときは、当該財産について引継不適当財産として当該部局等において管理及び処分することが適当であるかどうかについて調査し、当該財産を財務大臣が管理及び処分することが適当と認める場合には、次条第1項に規定する場合を除くほか、その旨を速やかに当該部局等の長に通知しなければならない。

第20条 財務局長等は、第19条第1項又は前条第1項の規定による処理をする場合において、特に重要なもの又は異例に属するものであるときは、意見を附して速やかに財務大臣に申請し、必要な措置についてその指示を受けなければならない。

2 財務局長等は、第19条第1項又は前条第1項の規定による処理をしたものについては、通知事項に関する規定ごとに、土地、建物、その他の財産区分に分類し、その件数、数量及び価格を当該年度分をとりまとめ翌年度4月30日までに、財務大臣に報告しなければならない。

第21条 第19条第1項及び第19条の2第1項の規定は、公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定した公共用財産（以下「公園又は広場」という。）の用途を廃止する場合で、当該財産の価額が1億5千万円以上である場合、又は各財務局長等の管轄区域内において毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に用

途を廃止し、若しくは変更し、又は公共用財産以外の行政財産とする公園又は広場の価額の合計額が、財務局長等ごとに財務大臣が定めた金額に達するに至つた場合については、財務大臣の指示又は承認のあつたものに限り適用する。

第4節 協議事項等の処理

(国有財産法に基づく協議の処理)

第22条 財務局長等は、各省各庁の部局等の長から法第12条及び第14条第1号から第8号までの規定による協議を受けて同意の通知その他の処理をすることができる。

ただし、特に財務大臣の指定するものである場合については、この限りでない。

2 財務局長等は、前項により処理することができるとされた事務の一部を第2条第2項の規定により、財務事務所長等に分掌させることができる。ただし、当該協議が、次の各号のいずれかに該当するものである場合については、この限りでない。

(1) 法第12条の規定による協議（所管換を前提とした普通財産の使用承認につき財務大臣の承認を経たもの及び北海道において農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づき自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させる目的をもって土地について行われるものを除く。）で、当該協議に係る財産の面積又は価格（相互にする所管換の場合にあつては、当該財産のいずれかの面積又は価格）が、次の表に掲げる面積又は価格を超えるもの。

区 分	面 積 又 は 価 格
土 地	10万平方メートル（国有林野とする場合にあつては50万平方メートル）
建 物	延べ面積 1万5千平方メートル
土地及び建物 以外のもの	区分ごとに見積価格 1億円

(2) 法第14条第1号の規定による協議（交換の協議を除く。）で、当該協議に係る財産の面積が前号の表に掲げる面積又は価格を超えるもの。

(3) 法第14条第1号の規定による協議のうち交換の協議で、当該協議に係る財産の面積が次の表に掲げる面積を超えるもの。

区 分	面 積
土 地	1万平方メートル
建 物	延べ面積 2千平方メートル

(4) 法第14条第6号の規定による協議のうち所管換を前提とした協議で、当該協議に係る財産の面積又は価格が第1号の表に掲げる面積又は価格を超えるもの。

- (5) 法第14条第7号の規定による協議で当該協議に係る財産の面積又は価格が第1号の表に掲げる面積又は価格を超えるもの。
- (6) 法第14条第8号の規定による協議で法第26条の2の規定に基づいて同条第2項に規定する管理受託者に対し使用又は収益をさせる場合に該当するもの。

(協議の特例)

第22条の2 前条の規定は、次に掲げる場合においては、これを適用しない。

- (1) 法第12条又は第14条第3号若しくは第4号の規定による協議のうち、公園又は広場の用途を変更し、又はこれを公共用財産以外の行政財産とするための協議、及び法第14条第1号の規定による協議のうち公園又は広場の用途の廃止を伴う交換に係る協議で、各財務局長等の管轄区域内において毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に用途を廃止し、若しくは変更し、又は公共用財産以外の行政財産とする公園又は広場の価額の合計額が、財務局長等ごとに財務大臣が定めた金額に達するに至った場合。
- (2) 法第12条又は第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定による協議のうち、皇室用財産とする目的で寄附若しくは交換により財産を取得し又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産とするための協議で、各財務局長等の管轄区域内において毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に皇室用財産とする目的で寄附若しくは交換により取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産とする財産の価額の合計額が、財務局長等ごとに財務大臣が定めた金額に達するに至った場合。

(特別法に基づく協議の処理)

第23条 財務局長等は、特に財務大臣が指定する場合を除き、国土交通省の部局等の長から道路法（昭和27年法律第180号）第94条第2項又は河川法（昭和39年法律第167号）第93条第1項の規定による協議を受けて、処理をすることができる。

(協議事項の審査)

第24条 財務局長等は、第22条第1項及び前条の規定による処理をする場合においては、次に掲げる事項に留意して審査しなければならない。

- (1) 法令の規定に違反していないかどうか。
- (2) 当該財産について、その必要性、立地条件、規模、構造、職員の定数及び予算との関係等を考慮して適当であるかどうか。
- (3) 有償の場合にあつては、当該財産の評価が適正であるかどうか。
- (4) 取得しようとする土地又は建物については、相手方が当該財産の所有者であるかどうか、その他当該財産の所有権を制限する権原を消滅させるに必要な措置が

とられているかどうか。

- (5) 受納しようとする寄附に附帯する条件が適当であるかどうか。
- (6) 宿舍の設置に関するものについては、宿舍法第8条に規定する宿舍の設置に関する年度計画に基づいて行うものであるかどうか。
- (7) 普通財産の貸付け、売払い等の場合にあつては、当該財産を貸付け、売払い等をする相手方及び用途がその財産の状況に照らし適当であるかどうか並びに当該財産の貸付料等の算定又は売払予定価額の評価が適正であるかどうか。
- (8) 法第18条第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき行政財産である土地を貸し付け、又は当該土地に地上権若しくは地役権を設定する場合にあつては、当該行政財産の用途又は目的を現在及び将来にわたつて妨げないものであるかどうか、相手方が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者であるかどうか及び同条第2項第1号の規定に基づき貸し付ける当該土地の上に所有し、又は所有しようとする工作物が当該土地の供用の目的を効果的に達成することに資するものであるかどうか。
- (9) 普通財産の管理の委託の場合にあつては、当該財産の有効な利用を図るため特に必要があると認められるかどうか及びその条件が適当であるかどうか。
- (10) その他当該協議に係る事項が第3条に規定する基本方針に照らし適正であるかどうか。

（重要、異例なものの処理）

第25条 財務局長等は、第22条第1項又は第23条の規定による処理をする場合において、事案の内容が特に重要なもの又は異例に属するものであるときは、意見を付して速やかに財務大臣に申請し、必要な措置について、その指示を受けなければならない。

（協議事項の報告）

第26条 財務局長等は、第22条又は第23条の規定による処理をしたものについては、協議事項ごとに土地、建物、その他の財産区分に分類し、数量、価格その他参考となるべき事項を、当該年度分をとりまとめて翌年度4月30日までに財務大臣に報告しなければならない。

（内協議）

第27条 財務局長等は、法第12条、第14条及び第28条の4の規定により各省各庁の長が財務大臣に協議するものについて、当該財産の評価その他国有財産の管理及び処分について各省各庁の部局等の長からあらかじめ意見を求められたときは、別に定

めるところにより、これに対する回答をすることができる。

第5節 通知事項等の処理

(普通財産を貸し付けた場合等の通知の処理)

第28条 財務局長等は、各省各庁の部局等の長から、令第13条第1項の規定による普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し又は貸付け以外の方法により使用若しくは収益をさせた場合の通知並びに令第14条の規定による行政財産を国以外の者に使用させ、又は収益させた場合の通知を受けて、必要と認める処理をすることができる。

2 財務局長等は、前項の通知を受けたときは、当該通知事項の適否及び是正を要する事項等の有無について調査しなければならない。

第29条 財務局長等は、前条第1項の規定による処理をする場合において、特に重要なもの、異例に属するもの又は特に指定するものであるときは、意見を附して遅滞なく財務大臣に申請し、必要な措置について、その指示を受けなければならない。

第30条 財務局長等は、第28条第1項の規定による処理をしたものについては、処理事項ごとに、土地、建物、その他の財産区分に分類し、数量及び価格、その他参考となるべき事項を当該年度分をとりまとめ翌年度4月30日までに、財務大臣に報告しなければならない。

(国有財産の滅失又は損傷の通知の処理)

第31条 財務局長等は、各省各庁の部局等の長から、令第19条の規定による国有財産の滅失又は損傷したものについての通知を受けて、必要な処理をすることができる。

第32条 財務局長等は、前条の規定による処理をする場合において、事案の内容が特に重要なもの、異例に属するもの又は当該滅失若しくは損傷による財産の見積損害額が1億円を超えるものであるときは、その都度、次の各号に掲げる事項を財務大臣に報告しなければならない。

- (1) 財産の国有財産台帳記載事項
- (2) 損害の程度及び見積価額
- (3) 復旧の見込み及びその価額
- (4) 滅失又は損傷の年月日、原因及びそれに対する応急措置
- (5) その他参考となるべき事項

2 財務局長等は、第31条の規定による処理をしたものについては、当該年度分をと

りまとめて翌年度4月30日までに、次の各号に掲げる事項を財務大臣に報告しなければならない。

- (1) 財産の台帳記載事項
- (2) 滅失又は損傷の年月日
- (3) 滅失又は損傷の原因及び見積価額
- (4) その他参考となるべき事項

(国有財産の現況に関する記録の保管及び整理)

第33条 財務局長等は、その管轄区域内の各省各庁の所管に属する国有財産について、別に定めるところにより国有財産の現況に関する記録を備え、常時これを整備しておかなければならない。

(法第9条第3項の規定により事務を都道府県又は市町村が行うこととなつた場合の読替規定)

第34条 法第9条第3項の規定により事務を都道府県又は市町村が行うこととなつた場合におけるこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げるこの規則中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条、第4条及び第10条	各省各庁の部局等の長	各省各庁の部局等の長又は都道府県若しくは市町村
第4条	その所属に属する国有財産	その所属に属する国有財産又は法第9条第3項の規定により事務を行うこととされている国有財産
第6条	当該財産を管理する部局等の長	当該財産を管理する部局等の長又は都道府県若しくは市町村
第17条	各省各庁の部局等の長	各省各庁の部局等の長又は都道府県
第19条、第19条の2第1項、第22条、第27条及び第28条	各省各庁の部局等の長	都道府県
第19条第2項及び第19条の2第2項	当該部局等の長	当該都道府県
第19条の2第2項	当該部局等において	当該都道府県において

第23条	国土交通省の部局等の長	都道府県
第31条	各省各庁の部局等の長	都道府県又は市町村

第3章 雑則

(電磁的記録による作成等)

第35条 この訓令の規定に基づき財務局長等又は手続の相手方が作成等を行う書面等については、当該書面等に係る電磁的記録により作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、財務局長等又は手続の相手方の使用に係る電子計算機を使用し、当該書面等に記載すべき事項を記録して行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第36条 この訓令の規定に基づき手続の相手方が書面等により財務局長等に対し申請等を行うときは、当該手続の相手方は、当該申請等につき電子情報処理組織（財務局長等の使用に係る電子計算機と当該手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行うときは、前条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもって行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、昭和29年5月15日から施行する。
- 2 財務局長等は、営林局長が新市町村建設促進法（昭和31年法律第164号）の規定により次に掲げる財産を取得しようとする場合においては、第22条第1項の規定によるものの外、当分の間、当該営林局長から、法第14条第1号に定める財産の取得の協議を受けて同意の通知その他適宜の処理をすることができる。
 - (1) 国有林野に囲まれ又ははさまれている民有の林野
 - (2) 国有林野との境界が入り組んでいる民有の林野
- 3 国有財産総轄事務処理規程（昭和24年官房秘令第131号）は、廃止する。

附 則（昭和31年3月28日大蔵省訓令第1号）

この訓令は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和31年7月20日大蔵省訓令第4号）

この訓令は、昭和31年7月20日から施行する。

附 則（昭和33年12月27日大蔵省訓令第3号）抄

- 1 この訓令は、昭和34年1月1日から施行する。ただし、第1条第2項及び第23条第6号の改正規定は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年7月8日大蔵省訓令第2号）

この訓令は、昭和39年7月1日から適用する。

附 則（昭和40年4月1日大蔵省訓令第2号）抄

- 1 この訓令は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年3月30日大蔵省訓令第3号）

この訓令は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年11月27日大蔵省訓令第13号）

- 1 この訓令は、昭和43年12月2日から適用する。
- 2 この訓令の適用前に、改正前の訓令の定めるところにより各省各庁の長から大蔵大臣に協議のあったものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和49年3月22日大蔵省訓令第3号）

この訓令は、昭和49年3月22日から適用する。

附 則（昭和53年12月20日大蔵省訓令第5号）

この訓令は、大蔵省組織規程の一部を改正する省令（昭和53年12月20日大蔵省令第65号）施行の日〔昭和54年1月1日〕から施行する。

附 則（昭和56年4月1日大蔵省訓令第4号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月20日大蔵省訓令第5号）

この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月21日大蔵省訓令第3号）

この訓令は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年7月29日大蔵省訓令第8号）

この訓令は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日大蔵省訓令第2号）

この訓令は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日大蔵省訓令第2号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月20日大蔵省訓令第4号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年1月4日大蔵省訓令第1号）抄

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に改正前の規定により従前の機関がした許可、承認その他の処分又は通知その他の行為は、改正後の相当の機関がした許可、承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 3 この訓令の施行際改正前の規定により従前の機関に対してされている申請、報告その他行為は、訓令に別段の定めがあるもののほか、この訓令の施行後は、この訓令の改正後の相当の機関に対してされた申請、報告その他の行為とみなす。
- 4 この訓令の施行前に改正前の規定により従前の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この訓令の施行の日前にその手続がされていないものについては、訓令に別段の定めがあるもののほか、この訓令の施行後は、これを、この訓令の改正後の相当の規定により相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続がされていないものとみなして、この訓令の規定を適用する。
- 5 この訓令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成13年3月16日財務省訓令第21号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日財務省訓令第18号）

この訓令は、平成18年4月28日から施行する。

附 則（平成18年12月28日財務省訓令第35号）
この訓令は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成19年3月23日財務省訓令第6号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月11日財務省訓令第9号）
この訓令は、令和3年7月1日から施行する。